

## 横浜市スポーツ振興基本計画

### 1 スポーツ振興法（抜粋）

（施策の方針）

**第3条** 国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たっては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。

（計画の策定）

**第4条** 文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

～中略～

**3** 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、第1項の基本的計画を参しゃくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

### 2 横浜市スポーツ振興基本計画（詳細別紙）

- （1）平成18年7月に、横浜市中期計画と同一の計画年度（平成18年～22年度の5か年）を設定し、策定。
- （2）横浜市中期計画は、長期ビジョンで示される概ね20年後の都市像等を踏まえ、その具現化に向けた総合計画であるが、横浜市スポーツ振興基本計画は、これからの横浜市のスポーツ振興の考え方と5年後の22年度を目標年度とした取組を示すものであり、横浜市中期計画で示される目標に対し、より具体的な目標や取組を補完するものとして位置づけられている。
- （3）生涯スポーツ社会を実現するための取組として、5つの目標を設定し、これらを実現するための方策として24の戦略プロジェクトを設定。

### 3 （参考）国のスポーツ振興基本計画

#### （1）計画の背景

平成12年9月に文部大臣告示として策定。（平成13年度（2001年）～22年度（2010年）の10年計画）

計画策定から5年が経過したことに伴い、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の意見を踏まえ、平成18年9月に計画を改定。

#### （2）計画の概要

#### アスポーツの振興を通じた子どもの体力の向上方策

子どもの体力について、スポーツの振興を通じ、その低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指す。

#### A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

- ① 子どもの体力の重要性について正しい認識を持つための国民運動の展開
- ② 学校と地域の連携による、子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実

（裏面あり）

B. このための基盤的施策

- ① 教員の指導力の向上
- ② 子どもが体を動かしたくなる場の充実
- ③ 児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を培う学校体育の充実
- ④ 運動部活動の改善・充実

イ 地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

生涯スポーツ社会の実現のため、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50パーセントとなることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

○ 総合型地域スポーツクラブの全国展開

- ① 2010年までに、全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成。  
(将来的には中学校区程度の地域に定着)
- ② 2010年までに、各都道府県において少なくともひとつは広域スポーツセンターを育成。(将来的には広域市町村単位に設置)

B. このための側面的施策

- ① スポーツ指導者の養成・確保・活用
- ② スポーツ施設の充実
- ③ 地域における的確なスポーツ情報の提供
- ④ 住民のニーズに即応した地域スポーツの推進

ウ 我が国の国際競技力の総合的な向上方策

オリンピックにおけるメダル獲得率が、夏季・冬季合わせて3.5パーセントとなることを目指す。

A. 政策目標達成のため必要不可欠である施策

- ① ジュニア期からトップレベルに至るまで一貫した理念に基づき最適の指導を行う一貫指導システムの構築、
- ② ナショナルトレーニングセンター中核拠点施設の早期整備や競技別強化拠点の指定と支援
- ③ 指導者の養成・確保(専任化の促進、ナショナルコーチアカデミー制度の創設等)
- ④ 競技者が安心して競技に専念できる環境の整備

B. このための側面的施策

- ① スポーツ医・科学の活用
- ② アンチドーピング活動の推進
- ③ 国際的又は全国的な規模の競技大会の円滑な開催等
- ④ プロスポーツの競技者等の社会への貢献の促進